

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和６年第１四半期・随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会	35,332,521	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和６年度淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）	その他	認定NPO法人ノーベル	8,396,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	令和６年度市民協働型自転車利用適正化等業務（新大阪・西中島南方駅）委託契約	その他	株式会社都市空間企画研究所	3,465,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	令和６年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業	その他	NPO法人こうのとりのunit	2,631,000	令和6年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	令和６年度 淀川区専門的家庭訪問支援事業の延長事業	その他	一般社団法人 大阪府助産師会	1,432,112	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和６年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託（令和6年5月号～令和7年4月号）	その他	株式会社アド・エモン	4,513,080	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	淀川区周回型謎解きイベント企画運営業務委託	その他	株式会社フラップゼロアルファ	5,980,920	令和6年4月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	第49回淀川区民まつり事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	8,299,000	令和6年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
9	大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業（令和６年６月１日～令和８年５月３１日）	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	42,908,000	令和6年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域見守り活動サポート事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」及び「地域見守り活動サポート事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、これまでの名簿情報の収集・管理から、今後は地域における見守り活動の活発化にかかる支援を行い、地域での見守り活動を通じて得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政との役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーカー」が、疲弊すること

のないよう、「見守り支援ネットワーカー」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体を構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（保健福祉）（電話番号 06-6308-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区訪問型病児保育（共済型）推進事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

NPO法人ノーベル

3 随意契約理由

訪問型病児保育に関しては、行政よりも民間事業者の方が実施のノウハウや専門知識・経験に長けており、詳細な仕様を行政で定めての価格競争よりも、企画競争によって民間事業者のノウハウ・知識等を活かした提案に基づいて事業を実施する方が、高い利用者満足度・優れた事業効果を期待できるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

したがって、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましく、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、NPO法人ノーベルの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、NPO法人ノーベルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課子育て支援担当（電話番号 06-6308-9423）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度市民協働型自転車利用適正化業務（新大阪・西中島南方駅）委託

2 契約の相手方

株式会社都市空間企画研究所

3 随意契約理由

本業務は企画、コーディネートを主とする事業内容で、提案事業者の技術力や創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるほか、提案内容の創造性を重要視するものであるため、コンサルタント派遣にかかる業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とし、公募型プロポーザルの実施により委託事業者の選定を行った。

選定委員会において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、採用基準点に達したため上記事業者と契約を締結したものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室業務委託

2 契約相手方

NPO 法人こうのとり unit

3 随意契約理由

当該業務は、母性及び乳幼児についての認識向上を促すため、民間事業者のもつ育児への参加啓発に関するノウハウ、子育て支援に関する幅広い知識と経験、専門性を活かした企画提案に基づいて事業を実施する方が、利用者の満足度の高い、多様で優れた事業効果を期待できるもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所保健福祉課（健康相談）（電話番号 06-6308-9968）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和6年度専門的家庭訪問支援事業の延長 業務委託（概算契約）

2. 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3. 随意契約理由

本事業は、こども青少年局所管事業である「専門的家庭訪問支援事業」の助産師派遣期間を、現在の3か月児健康診査以降から概ね1歳まで延長することにより、養育者が地域子育て支援サービス等へつながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援し、育児に対する自信や楽しみを感じられるよう、きめ細やかな支援を行い、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

望まない妊娠等で出産後も育児困難が予想される妊婦や、出産後間もない時期に様々な理由で養育困難な家庭に対して、3か月児健康診査まではこども青少年局の委託先が助産師を派遣し、育児に関する問題点を総合的に把握し、相談及び育児支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てに関する知識の提供や悩みの相談を通して、養育者の育児負担の軽減や養育力を引き出している。

3か月児健康診査以降、訪問指導者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問者との間で関係を構築していかなければならず、利用者にとっては精神的に大きな負担となる。また、育児等に強い不安を抱く養育者にとっては、訪問者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、訪問者と利用者との信頼関係が損なわれ、区が独自の方法で訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

このような本事業の特質を鑑み、育児困難感を感じる家庭への支援については、3か月児健康診査以降も、こども青少年局が委託している事業者による継続実施が有効である。

こども青少年局は、平成26年度から「専門的家庭訪問支援事業」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、一般社団法人大阪府助産師会を選定している。

平成27年度から令和5年度においても、信頼関係の構築や利用者の精神的負担の軽

減等の継続性・専門性の観点から、同一の事業者と匿名随意契約を締結し、事業実施してきたところである。

また、令和6年度の実施にあたっては、同局は引き続き一般社団法人大阪府助産師会と特命随意契約を締結する予定となっている。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本件については一般社団法人大阪府助産師会と特命随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所 保健福祉課（健康づくり）（電話番号 06-6308-9882）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度淀川区役所広報誌企画編集業務委託
(令和 6 年 6 月号～令和 6 年 4 月号)

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

当該業務は、区民へより効率・効果的に情報を周知するための誌面づくりに向けた技術力、また芸術性・創造性が求められるもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして企画競争（コンペ方式）を採用することとした。選定の基準にあたっては、外部委員 3 名で構成する選定委員会での厳正なる審査を行い、最も点数の高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所 政策企画課 広報担当（電話番号 06-6308-9404）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川区周回型謎解きイベント企画運營業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、区内周回型の謎解きイベントという手法を用いて区内外から訪れる人への大阪・関西万博の機運醸成をおこなうとともに、淀川区の魅力に触れ愛着を持ってもらうことを目的としており、当該事業をより効果的に実施するためには、区内周回型の謎解きに関する企画力や、類似業務の実績が要求される。したがって、当事業の趣旨や目的を理解し、提案事業者の創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるものである。そのため、公募型プロポーザルの実施により委託予定事業者を選定した。

5事業者からの応募があり、選定会議において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、選定基準点に達し、点数の高かった事業者を委託事業者として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

第 49 回淀川区民まつり事業委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は企画、運営を主とする事業内容で、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、市民活動団体・企業等とも協働することで、企画段階から住民ニーズを把握し、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のための事業とすることを重要視していることから、提案事業者の創意工夫等によって事業成果に相当の差異が生じると認められるものである。そのため、公募型プロポーザルの実施により委託予定事業者を選定した。

2 社からの応募があり、選定会議において選定委員が審査項目を評価し採点した点数を集計した結果、選定基準点に達し、点数の高かった事業者を委託事業者として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託（令和6年6月1日～令和8年5月31日）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とするが、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題は様々であることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。

よって、各地域活動協議会の事情に精通し、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えることのできる高度な知識・技術や想像力、構想力、ノウハウや応用力が必要不可欠である。したがって、価格のみによって事業者を選定するべきではなく、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて業務を委託するプロポーザル方式を採用する。

具体的な選定の方法、経緯については以下のとおり。

令和6年度大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業を公募型プロポーザルにより選定した。委託事業者の選定過程において、淀川区及び大阪市のHPを活用し20日以上の公募期間を確保する等、広く事業者を募り、1社から応募があった。

1社による企画提案書・プレゼンテーション等を申請事業者の匿名化を行ったうえで、大学講師等からなる外部選定委員3名によって審査し、選定要件である全委員の平均が60点を超えたので委託事業者に選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所 市民協働課 （電話番号 06-6308-9734）